

委託業務総合評価落札方式試行要綱

(平成21年6月30日建管－891)

(趣旨)

第1条 この要綱は、秋田県が発注する建設コンサルタント業務等委託業務について総合評価落札方式を試行するに当たり必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、総合評価落札方式とは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2の規定に基づき、価格その他の条件が県にとって最も有利な申込みをした者を落札者とする方式をいう。

(対象業務)

第3条 総合評価落札方式の対象業務（以下「対象業務」という。）は、県が発注する一般競争入札又は条件付き一般競争入札に付す建設コンサルタント業務等委託業務で、次のいずれかに該当するものとする。

（1）入札者が提示する専門知識や技術、創意等（以下「技術提案」という。）及び入札者の業務成績や業務実績、社会貢献等（以下「業務実績等」という。）と入札価格を一体として評価することが望ましい業務。

（2） その他契約担当者が必要と認める業務。

2 対象業務の選定は、入札審査会等（一般競争入札に付す業務にあつては入札審査委員会、条件付き一般競争入札に付す業務にあつては入札参加資格の設定の審議を行う入札審査会をいう。以下同じ。）が行うものとする。

(落札者決定基準)

第4条 落札者決定基準は、入札審査会等が決定する。この場合において、契約担当者は、地方自治法施行令の第167条の10の2第4項の規定に基づき、あらかじめ、秋田県入札制度適正化推進委員会（以下、「適正化委員会」という。）の意見を聴かなければならない。

2 契約担当者は、前項の聴取の結果、適正化委員会から意見が提出された場合、その内容について入札審査会等に報告し、その取扱いについて諮るものとする。

(総合評価方式及び評価方法)

第5条 総合評価落札方式の評価方式は、当該業務内容の難易度により、次のとおり区分して採用する。

（1）企業実績評価型

技術的工夫の余地が小さい業務で、企業の実績、配置予定技術者の実績等を評価する。

（2）技術提案型

評価テーマに関する技術提案を求めることによって、品質向上を期待できる業務で、「企業実績評価型」の評価項目に加え、技術提案等を評価する。

2 技術提案や業務実績等（以下「技術提案等」という。）の評価方法については、次のとおり取り扱うものとする。

（1）評価の対象とする技術提案等については、当該業務の目的及び内容に応じ、必要な評価項目を設定し、各項目ごとに評価に応じて得点を与える。

（2）各評価項目に対する得点配分は、その必要度及び重要度に応じて定める。

3 価格及び技術提案等に係る総合評価は、入札価格に基づいて算定した評価点と技術提案等から算定した評価点を総合した評価点（以下「総合評価点」という。）をもって行う。

(入札公告)

第6条 契約担当者は、総合評価落札方式で発注しようとする場合は、入札公告において、一般競争入札又は条件付き一般競争入札に係る事項のほか、次のうち必要な事項を明示するものとする。

- (1) 総合評価落札方式の適用業務であること
- (2) 総合評価落札方式に係る落札者決定基準
- (3) 総合評価に係る技術資料（以下「技術資料」という。）の内容及び提出日等必要事項
- (4) 落札者の決定方法
- (5) 総合評価の評価内容の履行の確保及び不履行時の措置
- (6) 総合評価落札方式に係るヒアリングの有無
- (7) その他必要な事項

(技術資料の提出)

第7条 入札者は、競争入札参加資格確認申請書及び確認資料（以下「確認申請書等」という。）の提出の際に、技術資料を併せて提出するものとする。

- 2 技術資料は、電子入札システムにより提出するものとする。ただし、秋田県公共事業電子入札運用基準第9の規定により紙入札によることを認めた場合、又は第11の3の規定による場合にあっては、持参により提出させることができる。
- 3 技術資料の作成に要する費用は、入札者の負担とし、返却は行わないものとする。
- 4 提出後における技術資料の内容変更、差替え、再提出は認めないものとする。ただし、契約担当者は、技術資料の確認根拠資料について不備、不足によるものに限り、再提出を認めることができる。
- 5 技術資料の様式については、入札公告等において明示するものとする。

(技術資料の審査等)

第8条 技術資料の審査は、技術資料記載事項の確認、評価項目及び評価基準との照合、技術提案等の妥当性について行うものとする。

- 2 前項の審査に当たっては、必要に応じて、入札者から技術資料についてのヒアリングを行うことができるものとする。
- 3 契約担当者は、第5条第1項(1)の企業実績評価型における入札者の技術資料の審査については、開札後に、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、入札価格に基づく価格点と入札者の自己評価に基づく技術評価点を加算した総合評価点の最も高い者について行うものとする。ただし、技術評価点は入札者の自己評価点を限度とし、審査後の技術評価点が自己評価点を下回る場合は審査後の評価点とする。
- 4 前項において、入札価格に基づく価格点と入札者の自己評価に基づく技術評価点を加算した総合評価点の最も高い者が2者以上であるときは、秋田県公共事業電子入札運用基準第16に定めるくじの方法により順位を決定し、最上位者について技術資料の審査を行うものとする。
- 5 前2項の審査の結果、総合評価点の第1位の者に変動が生じた場合は、変動後の総合評価点の最も高い者について前2項の審査を行い、総合評価点の第1位の者が決定するまで同じ作業を繰り返すものとする。
- 6 契約担当者は、第5条第1項(1)の企業実績評価型における入札者が1者であった場合は、技術資料の審査を省略することができるものとし、その場合は、入札価格に基づく価格点と入札者の自己評価に基づく技術評価点を加算した総合評価点をもって第1位の者とする。
- 7 契約担当者は、第5条第1項(2)の技術提案型における入札者の技術資料の審査については、入札参加資格の確認と併せてすべての入札者について開札前に行うものとする。

(落札者の決定方法)

- 第9条 契約担当者は、第5条第1項(1)の企業実績評価型については、前条第3項及び第4項に基づく審査後の総合評価点が最も高い者、又は前条第6項に基づく第1位の者を落札候補者とする。
- 2 契約担当者は、前項の落札候補者の決定後、当該落札候補者の入札参加資格について予め提出された確認申請書等により確認を行い、課(室)入札審査会(再配当を受けた歳出予算執行の委任に係る業務にあっては地方入札審査会)の審議を経て入札参加資格の有無を決定する。
- 3 第5条第1項(2)の技術提案型に係る技術資料の審査及び採否の決定は部(局)入札審査会(再配当を受けた歳出予算執行の委任に係る業務にあっては地方入札審査委員会)が行うものとする。この場合において、契約担当者は、第4条第1項の規定による意見の聴取において、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、適正化委員会の意見を聴かなければならない。
- 4 契約担当者は、第2項で決定された者及び第3項の採否の結果総合評価点が最も高い者について、次のいずれかに該当する場合を除き、当該落札候補者を落札者として決定する。
- (1) 落札候補者の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき
- (2) 落札候補者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるとき
- 5 第2項において落札候補者が落札者としての資格を有しないことと決定されたとき又は前項各号のいずれかに該当するときは、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、前条第3項に基づく審査後の総合評価点が当該落札候補者の次に高い者(前条第4項のくじにより決定された者である場合は当該くじの次順位者、また、該当する者が2人以上である場合は前条第4項の方法により決定された最上位者をいう)を落札候補者とし、前項の確認等を行うものとする。
- 6 落札者が決定するまで、上記方法を順次繰り返すものとする。

(入札参加資格を有しないことと決定された者への通知等)

- 第10条 前条第2項において落札候補者が入札参加資格を有しないことと決定されたときは、契約担当者は、当該落札候補者に対し、資格なしと決定された理由を明らかにした資格確認結果通知書(秋田県建設コンサルタント業務等条件付き一般競争入札試行要綱(平成20年3月17日付け建管2460号)に定める様式第4号)を速やかに通知する。
- 2 前項の通知を受けた者は、当該通知の日の翌日から起算して2日(秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第29号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「休日」という。)を含まない。)以内に、契約担当者に対して書面により資格なしと決定された理由についての説明を請求することができるものとし、契約担当者は公告及び前項の通知においてその旨を教示するものとする。
- 3 前項の期限内に説明請求があったときは、契約担当者は、速やかに入札参加資格の再確認を行い、前条第3項の入札審査会の審議を経て、請求者に対して請求を受理した日の翌日から起算して3日(休日を含まない。)以内に書面により回答するものとする。
- 4 前項の審議の結果、請求者が入札参加資格を有するものとされた場合にあっては、当該回答において第1項の決定を取り消す旨を明らかにするものとする。
- 5 第2項の期限までに説明請求がなかったとき又は第3項の審議の結果、請求者が入札参加資格を有しないこととされたときは、前条第3項の決定は確定するものとする。

(提案内容の取扱い)

- 第11条 発注者は、提案の内容を公表しないものとする。ただし、落札者となった者の提案について、

採用した理由の説明を求められた場合には、提案者の知的財産に関する部分を除き、他者に比べ優位な点を公表することができるものとする。

- 2 発注者は、提案者の承諾を得ることなく技術提案の一部のみを採用することはできないものとする。ただし、標準的な技術提案についてはこの限りではない。

（提案内容の履行の確保）

第12条 落札者の提示した技術提案等のうち審査会で認めたものについては、すべて契約書にその内容を記載し、その履行を確保するものとする。

- 2 落札者は、前項の技術提案等を履行しなかった場合、当該技術提案等の性質に応じ、再度の履行が可能であると認められるものについては再度の履行の義務及びその内容を、再度の履行が困難又は合理的でないと認められるものについては契約金額の減額、損害賠償等を行う旨を、入札公告文等において明らかにするものとする。
- 3 技術資料に虚偽の記載があったことが、契約後に判明した場合、契約金額の減額、損害賠償、指名差し控えや指名停止等の措置を行うものとする。
- 4 技術提案等の不履行の場合及び技術資料に虚偽の記載があった場合の措置については、入札審査会に諮り決定するものとする。

（評価結果の公表）

第13条 契約担当者は、価格評価点、価格以外の評価点・評価項目及び総合評価点について、「建設コンサルタント業務等の入札及契約に関する情報の公表に係る取扱要領」（平成27年4月10日付け技管60号）により公表するものとする。

（苦情の申立）

第14条 入札に参加した者で落札者とならなかったものは、入札結果の公表を行った日の翌日から起算して10日（秋田県の休日を含めない。）以内に、書面により契約担当者に対して落札者として選定されなかった理由の説明を求めることができる。

- 2 契約担当者は、前項の説明を求められたときは、当該説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（休日を含めない。）以内に、書面により回答するものとする。
- 3 前項の回答を受理した者で回答による説明になお不服があるものは、当該回答を受理した日の翌日から起算して7日（休日を含めない。）以内に、書面により知事に対して再苦情申立を行うことができる。
- 4 知事は、前項の再苦情申立がなされたときは、秋田県入札制度適正化推進委員会の審議を経て、書面により回答するものとする。
- 5 本条による苦情及び再苦情に係る処理手続については、「工事における入札・契約の過程に係る苦情処理の手続きについて」（平成15年1月17日付け建管-2261）の例によるものとする。

（その他）

第15条 この要綱に定めのないもので、入札契約に関することは建設コンサルタント業務等条件付き一般競争入札等試行要綱（平成20年3月17日建管-2460）によるものとする。

- 2 この要綱に定めのないもので総合評価落札方式の実施に関して必要な事項は、別に定めるものとする。

附則

- 1 この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成21年11月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成23年2月14日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、令和3年5月1日から施行する。

附則（令和5年4月21日技管－48 一部改正）

- 1 この要綱は、令和5年5月1日から施行する。

附則（令和5年6月30日技管－239 一部改正）

- 1 この要綱は、令和5年8月1日から施行する。

附則（令和6年9月11日技管－421 一部改正）

- 1 この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

秋田県建設コンサルタント業務等条件付き一般競争入札公告 （共通事項）

次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

〇〇年〇〇月〇〇日

（契約担当者）〇〇〇〇

1 発注方式

本業務は、入札時に技術提案等を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用業務である。

2 入札の方法

本業務は、入札参加資格確認申請、入札等の手続を秋田県電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。ただし、電子入札システムによりがたい者（秋田県公共事業電子入札運用基準（以下「電子入札運用基準」という。）第9又は第10の規定により入札執行者が認めた場合に限る。）にあっては、紙入札方式によることができる。

3 入札参加資格

（1）入札に参加する資格を有する者は、次の全ての要件を満たしている者とする。

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 秋田県建設コンサルタント業務等入札制度実施要綱（平成5年3月30日監第1973号。以下「入札制度要綱」という。）第4条第1項に規定する資格者名簿（当該「業務別発注概要書」（以下「発注概要書」という。）に示す業務部門に限る。）に登録されていること。
- ③ 入札制度要綱第1条の2第4項第2号に掲げる法令等の規定による登録（発注概要書に示す法令等の規定による登録に限る。）を有すること。
- ④ 競争入札参加資格確認申請期限の日から落札決定の日までの間において、「秋田県建設工事入札参加資格者指名停止基準」に基づく指名停止又は「指名の基準に関する運用基準について」に基づく指名差し控えの措置を受けていないこと。
- ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- ⑥ 秋田県に納付（納入）すべき県税に滞納がない者であること、及び社会保険に加入し、かつ社会保険料に滞納がない者（適用除外事業所を除く。）であること。
- ⑦ 電子入札運用基準第3に基づく利用者登録を行っていること。
- ⑧ 配置予定技術者（業務別発注概要書の入札参加者の資格に示す配置予定技術者をいう。）は、入札参加申込申請期限の日以前に3月以上の直接かつ恒常的な雇用関係にある者とする。
- ⑨ その他の入札参加資格要件は、発注概要書の記載のとおりであること。

(2) 業務別に定める要件

発注概要書に記載のとおりとする。

4 入札参加資格確認申請等

(1) 入札参加申請に必要な資料等の配布

電子入札システムの入札情報サービスによる。

(2) 入札参加資格申請書の提出

入札に参加しようとする者は、発注概要書に従い競争入札参加資格確認申請書、入札参加資格確認資料及び総合評価に係る技術資料（以下「入札参加資格確認申請書等」という。）を発注概要書に示す期限内に電子入札システムにより提出すること。なお、電子入札運用基準に基づき入札執行者が郵送または持参を認めた場合は、発注概要書に示す提出先及び期限内に1部提出すること。

(3) 総合評価に係る技術資料の提出

入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書等の提出の際に、発注概要書に示す総合評価に係る技術資料（以下「技術資料」という。）を併せて提出するものとする。

なお、技術資料は次により取り扱うものとする。

- ① 技術資料の作成に要する費用は入札者の負担とし、返却は行わないものとする。
- ② 技術資料の提出後における内容変更、差替え、再提出は認めないものとする。ただし、技術資料の確認根拠資料について、不備、不足により契約担当者が認めた場合は再提出することができる。

(4) 入札参加資格の確認

入札参加資格の確認は、開札後に、原則として、落札者とするための確認を行う必要がある入札参加者（以下「落札候補者」という。）について行い、その他の者については確認は行わないものとする。

(5) 入札参加の辞退

入札参加資格確認申請書等を提出した者は、当該申請書等を提出したあと落札者が決定されるまでの間において入札参加資格を失効したとき、または、入札参加を辞退するときは、開札前にあっては入札辞退届を、開札後にあってはその旨を記載した届出書を速やかに提出しなければならない。

(6) 設計図書等の閲覧

- ① 本業務に係る仕様書、図面、契約書案、金額を記載しない内訳書、入札心得及び入札参加にあたっての留意事項（以下「設計図書等」という。）の閲覧は、電子入札システムの入札情報サービスによる。
- ② 設計図書等については、建設工事設計図書等複写機関名簿に記載された複写機関において実費を負担した上で複写することができる。
- ③ 閲覧期間は発注概要書に示すとおりとする。

(7) 設計図書等に対する質問及び回答

設計図書等に対する質問・回答は、電子入札システムにより行うものとし、質問期限及び回答期限は発注概要書に示すとおりとする。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

請負代金額の10分の1以上（低入札価格調査を経て契約を締結する場合にあっては10分の3以上）の金額とする。（ただし、秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）第178条各号のいずれかに該当する場合は免除することができる。）なお、納付方法等については、規則の規定による。

6 入札書等の提出等

（1）提出方法

発注概要書に示す期限内に電子入札システムにより提出すること。なお、電子入札運用基準に基づき入札執行者が紙入札方式によることを認めた場合は、発注概要書に示す提出先及び開札予定時刻までに、持参して提出するとともに開札に立ち会わなければならない。

（2）入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

（3）見積内訳明細書の提出

見積内訳明細書を入札書の提出に合わせて提出すること。なお、提出方法については入札書の提出方法に準ずるものとし、見積内訳明細書の取扱いについては「入札時における見積内訳明細書の取扱要領」（平成27年3月2日建政-1900）によるものとする。

（4）その他

- ① 入札執行回数は、1回とする。
- ② 開札の結果、入札参加者が1者であった場合であっても、入札を執行するものとする。

7 技術資料の審査

- （1）技術資料の審査は、技術資料記載事項の確認、評価項目及び評価基準との照合について行うものとし、原則として、ヒアリングは実施しない。ただし、契約担当者が必要と認めた場合は入札者に説明を求めることができる。
- （2）入札者の技術資料の審査については、開札後に、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、入札価格に基づく価格点と入札者の自己評価に基づく技術評価点を加算した総合評価点の最も高い者について行うものとする。ただし、技術評価点は入札者の自己評価点を限度とし、審査後の技術評価点が自己評価点を下回る場合は審査後の評価点とする。
- （3）前項において、入札価格に基づく価格点と入札者の自己評価に基づく技術評価点を加算した総合評価点の最も高い者が2者以上であるときは、電子入札運用基準第16に定めるくじの方法により順位を決定し、最上位者について技術資料の審査を行うものとする。
- （4）前2項の審査の結果、総合評価点の第1位の者に変動が生じた場合は、変動後の総合評価点の最も高い者について前2項の審査を行い、総合評価点の第1位の者が決定するまで同じ作業を繰り返すものとする。
- （5）契約担当者は、入札者が1者であった場合は、技術資料の審査を省略することができるものとし、その場合は、入札価格に基づく価格点と入札者の自己評価に基づく技術評価点を加算した総合評価点をもって第1位の者とする。

8 落札者の決定方法

- （1）契約担当者は、7（2）、（3）に基づく審査後の総合評価点が最も高い者を落札候補者と

- する。なお、入札者が1者であった場合は、7（5）に基づく第1位の者を落札候補者とする。
- （2）（1）の落札候補者について入札参加資格の確認を行い、資格を有することが確認された場合であって次のいずれにも該当しないときは、当該落札候補者を落札者とする。
- ① 落札候補者の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき
 - ② 落札候補者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるとき
- （3）（2）によっては落札者が決定しなかった場合は、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、7（2）に基づく審査後の総合評価点が当該落札候補者の次に高い者（該当する者が2者以上である場合は7（3）の方法により最上位者を決定する。ただし、7（3）のくじにより決定された者である場合は当該くじの次順位者とする。）を落札候補者とし、（2）の確認等を行うものとする。
- （4）落札者が決定するまで、上記方法を順次繰り返すものとする。
- （5）契約担当者は、（2）において入札参加資格を有しないことと決定したときは、資格なしと決定された理由を明らかにした資格確認結果通知書を当該落札候補者に通知するものとする。
- （6）（5）の通知を受けた者は、当該通知の日の翌日から起算して2日（秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に、契約担当者に対して書面により資格なしと決定された理由についての説明を請求することができる。なお、（5）の通知を受けた者は、当該請求をしなかった場合にあっては、入札結果の公表が行われた日の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内に、契約担当者に対して苦情の申立を行うことができる。
- （7）落札者となった者は、秋田県に納付（納入）すべき県税に滞納がないことを証する書面及び社会保険料に滞納がないことの確認を受けた書面を速やかに提出しなければならない。

9 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- （1）入札参加資格がないことが確認された者が行った入札
- （2）開札日から落札決定の日までの間において、3に掲げる要件を満たさないこととなったことが確認された者の行った入札
- （3）同一の入札について2以上の入札を行った者の入札
- （4）同一の入札について2人以上の入札者の代理人となった者の入札
- （5）談合その他不正の行為によって行われたと認められる入札
- （6）入札書の記載事項が脱落し、若しくは不明瞭で判読できない入札又は首標金額を訂正した入札
- （7）委任状を持参しない代理人の行った入札
- （8）記名押印を欠く入札（電子入札システムによる場合にあっては電子証明書を取得していない者の行った入札）
- （9）紙入札方式により入札書を提出した者のうち開札に立ち会わなかった者の行った入札
- （10）上記に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる入札

10 配置予定技術者について

- （1）落札者は、入札参加資格確認申請書等並びに総合評価に係る技術資料に記載した配置予定

技術者を当該業務に配置しなければならない。

- (2) 入札参加者は、他の業務の入札において落札したことにより入札参加資格確認申請書等に記載した配置予定技術者を本業務に配置することができなくなった場合は、その旨を速やかに契約担当者に報告しなければならない。
- (3) 本業務に技術者を配置することができなくなった入札参加者がすでに落札決定されているときは、当該落札者のした入札は無効とみなすものとする。

1 1 その他

- (1) 入札に関する説明会及び現場説明会は実施しない。
- (2) 入札参加資格に関するヒアリングは実施しない。ただし、必要と認めた場合には説明を求めることがある。
- (3) 履行期限は事情により変更することがある。
- (4) 入札参加者は、設計図書等を熟知し、入札心得及び入札にあたっての留意事項を遵守しなければならない。
- (5) 発注概要書により低入札価格調査制度を適用するものとし、制度の運用について、秋田県建設コンサルタント業務等に係る低入札価格調査試行要綱（平成20年9月29日付け建管一1632）及び秋田県建設コンサルタント業務等に係る低入札価格調査試行要領（同）によるものとし、入札参加者が低入札価格調査の対象となった場合は、調査の円滑な実施に協力しなければならない。

この場合において、同要綱第3条中「最低の価格」とあるのは「入札した者の入札価格に基づく価格評価点と入札者の自己評価に基づく技術評価点を加算した総合評価点の最も高い者の入札価格」と、第6条中「最低入札価格に次いで低い価格」とあるのは「入札した者の入札価格に基づく価格評価点と入札者の自己評価に基づく技術評価点を加算した総合評価点の最も高い者に次いで高い総合評価点をもって入札した者の入札価格」と、第7条中「最低の価格」とあるのは「入札価格に基づく価格評価点と入札者の自己評価に基づく技術評価点を加算した総合評価点の最も高い」と読み替える。

低入札受注（低入札価格調査を経て契約を締結することをいう。）が繰り返された場合は、「指名の基準に関する運用基準について」に基づき、指名差し控えの措置を講じるものとする。

- (6) 落札決定通知日は事情により変更することがある。
- (7) 落札決定から契約締結までの間において、落札者が3に掲げる要件を満たさないこととなった場合は、契約担当者は、当該落札者と契約を締結しないことができる。
- (8) 本公告に定めのない事項については、地方自治法、地方自治法施行令、規則、秋田県建設コンサルタント業務等条件付き一般競争入札試行要綱、委託業務総合評価落札方式試行要綱及び秋田県総合評価落札方式（委託業務）運用の手引きの定めるところによる。

業務別発注概要書

A 入札参加資格等

委託番号	〇〇－〇〇〇〇		
業務名	■■〇〇年度 〇〇〇〇 事業 〇〇〇〇 業務委託		
委託箇所	〇〇〇〇		
予定工期	■■〇〇年〇〇月〇〇日まで		
予定価格	〇〇〇〇 円 （消費税及び地方消費税を含む。）		
業務概要	〇〇〇〇		
低入札価格調査制度適用の有無	有		
最低制限価格制度適用の有無	無		
総合評価落札方式適用の有無	有		
入札参加形態	単体		
入 札 参 加 者 の 資 格	秋田県入札制度実施 要綱・有資格者名簿	登載業種	土木関係建設コンサルタント業務
		登載部門	〇〇部門
	法 令 等 の 規 定 に よ る 登 録	登録規程等	建設コンサルタント登録規程（昭和５２年建設省告示第７１ ７号）
		登録部門	〇〇部門
		営業所の所在地	秋田県内に主たる営業所又は営業所を有する
		県外企業の入札参加	入札参加（できる・できない） 次の要件をすべて満たす営業所であること
			要 建設コンサルタント登録規程第４条第１項第２ 号に規定する営業所であること
			要・不要 当該業務部門に係る技術者（技術士、ＲＣＣＭ又 は認定技術者）が常勤する営業所であること【準 県内】
	同 種 類 似 業 務 の 実 績	実績の有効期間	公告の日から過去〇〇年以内
		業務の内容	〇〇〇、〇〇〇〇又はこれらに類する業務（元請けとして完 了したものに限る）
		共同企業体出資比率	〇〇％以上
	配 置 予 定 技 術 者 の 資 格 経 歴	管 理 技 術 者	資格要件 〇〇〇〇
			実績要件 〇〇〇〇
		照 査 技 術 者	資格要件 〇〇〇〇
			実績要件 〇〇〇〇

その他の事項	(1) 管理技術者と照査技術者を兼ねることはできない。 (2) 秋田県総合評価落札方式における管理補助技術者を配置する場合は、管理技術者（共同企業体の結成を要件とする場合、代表者の管理技術者）に求める資格及び実績要件を満たす者とする。 (3) 管理補助技術者は担当技術者を兼ねること。 （秋田県建設コンサルタント業務等条件付き一般競争入札試行要綱に定める配置予定技術者の資格・業務経歴等（様式第3号）の「配置予定の立場」の欄は、“担当（兼管理補助）”などと記載し、立場を明確にすること。）
--------	--

業務別発注概要書

B 入札関係書類提出方法等

入札参加資格確認申請書の提出等	提出期間 (サーバー停止時間は除く)		■■■■年〇〇月〇〇日 (〇) 午前〇〇時から
			■■■■年〇〇月〇〇日 (〇) 午後〇〇時まで
	提出書類等	ア 競争入札参加資格確認申請書 (様式第 1 号) イ 同種又は類似業務の実績 (様式第 2 号) 及びその添付書類 ウ 配置予定技術者の資格・業務経歴等 (様式第 3 号) 及びその添付書類 エ 準県内の常勤技術者名簿 (様式第 3 号の 3) 及びその添付書類 オ 総合評価に係る技術資料 (詳細は「業務別発注概要書 C 総合評価に関する事項」による。)	
	提出方法 ・提出先	秋田県電子入札システム 郵送または持参を認められた者	アの提出不要 秋田県〇〇振興局総務企画部 総務経理課〇〇へ上記全て 1 部持参
設計図書等の閲覧期間 (サーバー停止時間は除く)		■■■■年〇〇月〇〇日 (〇)	
		■■■■年〇〇月〇〇日 (〇)	
設計図書等に対する質問期限		■■■■年〇〇月〇〇日 (〇)	
設計図書等に対する回答期限		■■■■年〇〇月〇〇日 (〇)	
入札書の提出期限 (サーバー停止時間は除く)		■■■■年〇〇月〇〇日 (〇) 午前〇〇時から	
		■■■■年〇〇月〇〇日 (〇) 午前〇〇時まで	
紙入札者の入札書の提出先		秋田県〇〇地域振興局総務企画部総務経理課〇〇	
開札予定時刻		■■■■年〇〇月〇〇日 (〇) 午前〇〇時	
落札決定通知日 (予定)		■■■■年〇〇月〇〇日 (〇)	
問い合わせ先	入札に関する事項	機関	秋田県〇〇地域振興局総務企画部総務経理課〇〇
		所在	
		電話	
	設計図書等に関する事項	機関	秋田県〇〇地域振興局〇〇部〇〇課〇〇
		所在	
		電話	
その他の事項			

業務別発注概要書

C 総合評価に関する事項

(委託番号:)

評価方式	企業実績評価型	
技術評価点の配点	企業実績等評価項目の配点 (A)	25 点
	実績等評価項目の基準配点の合計 (a)	26 点
技術評価点の 計算式	$\text{技術評価点} = \text{企業実績等評価分に係る獲得点数} \times A / a$ (※ 小数点以下第5位を四捨五入4位止め)	
価格評価点の配点		25 点
価格評価点の 計算式	入札価格 ≥ 調査基準価格の場合 $\text{価格評価点} = 25 \text{ 点} \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$ 入札価格 < 調査基準価格の場合 $\text{価格評価点} = 25 \text{ 点} \times \{ (1 - \text{調査基準価格} / \text{予定価格}) + 0.5 \times (\text{調査基準価格} - \text{入札価格}) / \text{予定価格} \}$ (※ 小数点以下第5位を四捨五入4位止め)	

総合評価に係る技術資料	総合評価落札方式【業務委託】「実績等評価項目」様式及び確認根拠資料 ※必須
	職業体験等受入実施証明書（別記様式1） ※必要に応じて提出
	賃金引き上げに係る実績確認について（別記様式2） ※必要に応じて提出

技術評価点の評価項目		基準配点、評価基準、提出様式等	
I-1	企業における 評価対象業務の優れた実績件数	基準配点	2 点
		評価基準	秋田県総合評価落札方式（委託業務）運用の手引きによる。
		評価対象業務	「〇〇〇〇」業務
		評価対象期間	■■〇〇年4月1日から■■〇〇年3月31日までに完了し、秋田県（発注部局は問わない）が通知した成績評定点85点以上の業務件数
I-2	企業における 業務委託成績評定点の平均点	基準配点	3 点
		評価基準	秋田県総合評価落札方式（委託業務）運用の手引きによる。
		評価対象業務区分	土木関係建設コンサルタント業務 （成績評定区分が「概略設計」「予備設計」「詳細設計」「単純調査等業務」であるもの全て）
		評価対象期間	■■〇〇年4月1日から■■〇〇年3月31日までに完了し、秋田県（発注部局は問わない）が通知した上記業務区分の全ての成績評定点の平均値
I-3	企業における 職業体験等の受け入れ実績	基準配点	1 点
		評価基準	秋田県総合評価落札方式（委託業務）運用の手引きによる。
I-4	企業における 若手技術者又は女性技術者の継続雇用	基準配点	1 点
		評価基準	秋田県総合評価落札方式（委託業務）運用の手引きによる。
I-5	企業における 秋田県との災害協定等に基づく活動実績の件数	基準配点	2 点
		評価基準	秋田県総合評価落札方式（委託業務）運用の手引きによる。

技術評価点の評価項目		基準配点、評価基準、提出様式等	
I-6	ワークライフバランス企業認定等	基準配点	1 点
		評価基準	秋田県総合評価落札方式（委託業務）運用の手引きによる。
I-7	給与等受給者一人当たりの平均受給額の増加率	基準配点	2 点
		評価基準	秋田県総合評価落札方式（委託業務）運用の手引きによる。
I-8	主たる営業所（本社・本店）、支店・営業所の県内所在	基準配点	2 点
		評価基準	秋田県総合評価落札方式（委託業務）運用の手引きによる。
		評価基準	a. 主たる営業所が県内 2.0 点
			b. 支店・営業所が県内 0.0 点
I-9	「低入札受注による警告」、「指名差し控え」、「指名停止」の措置通知	基準配点	0 点（-2 点）
		評価基準	秋田県総合評価落札方式（委託業務）運用の手引きによる。
II-1	若手又は女性を当該業務に配置	基準配点	1 点
		評価基準	秋田県総合評価落札方式（委託業務）運用の手引きによる。
II-2	配置予定管理技術者の評価対象業務の最高点 （管理技術者又は管理補助技術者として従事した実績に限る）	基準配点	3 点
		評価基準	秋田県総合評価落札方式（委託業務）運用の手引きによる。
		評価対象業務	「〇〇〇〇」業務
		評価対象期間	■●〇〇年 4 月 1 日から■●〇〇年 3 月 31 日までに完了した上記業務実績で、秋田県（発注部局は問わない）が通知した成績評定点の最高点
II-3	配置予定管理技術者の優れた業務実績の件数 （管理技術者又は管理補助技術者として従事した実績に限る）	基準配点	3 点
		評価基準	秋田県総合評価落札方式（委託業務）運用の手引きによる。
		評価対象業務区分	土木関係建設コンサルタント業務 （成績評定区分が「概略設計」「予備設計」「詳細設計」「単純調査等業務」であるもの全て）
		評価対象期間	■●〇〇年 4 月 1 日から■●〇〇年 3 月 31 日までに完了し、秋田県（発注部局は問わない）が通知した上記業務区分で成績評定点 85 点以上の業務件数
II-4	配置予定管理技術者の保有資格	基準配点	1 点
		評価基準	秋田県総合評価落札方式（委託業務）運用の手引きによる。
		評価対象資格区分	技術士（総合技術監理部門／〇〇選択）を保有している
			技術士（〇〇部門／〇〇選択）を保有している

技術評価点の評価項目		基準配点、評価基準、提出様式等	
Ⅱ-5	配置予定管理技術者の 継続教育（CPD）の取得状況	基準配点	1 点
		評価基準	秋田県総合評価落札方式（委託業務）運用の手引きによる。
Ⅱ-6	配置予定管理技術者の 技術資料提出期限日における 手持ち業務数	基準配点	2 点
		評価基準	秋田県総合評価落札方式（委託業務）運用の手引きによる。
Ⅱ-7	配置予定管理技術者の 同一管内における業務実績（管 理技術者又は管理補助技術者と して従事した実績に限る）	基準配点	1 点
		評価基準	秋田県総合評価落札方式（委託業務）運用の手引きによる。
		評価対象管内	〇〇地域振興局管内

秋田県建設コンサルタント業務等条件付き一般競争入札公告 （共通事項）

次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

〇〇年〇〇月〇〇日

（契約担当者）〇〇〇〇

1 発注方式

本業務は、入札時に技術提案等を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用業務である。

2 入札の方法

本業務は、入札参加資格確認申請、入札等の手続を秋田県電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。ただし、電子入札システムによりがたい者（秋田県公共事業電子入札運用基準（以下「電子入札運用基準」という。）第9又は第10の規定により入札執行者が認めた場合に限る。）にあっては、紙入札方式によることができる。

3 入札参加資格

（1）入札に参加する資格を有する者は、次の全ての要件を満たしている者とする。

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 秋田県建設コンサルタント業務等入札制度実施要綱（平成5年3月30日監第1973号。以下「入札制度要綱」という。）第4条第1項に規定する資格者名簿（当該「業務別発注概要書」（以下「発注概要書」という。）に示す業務部門に限る。）に登録されていること。
- ③ 入札制度要綱第1条の2第4項第2号に掲げる法令等の規定による登録（発注概要書に示す法令等の規定による登録に限る。）を有すること。
- ④ 競争入札参加資格確認申請期限の日から落札決定の日までの間において、「秋田県建設工事入札参加資格者指名停止基準」に基づく指名停止又は「指名の基準に関する運用基準について」に基づく指名差し控えの措置を受けていないこと。
- ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- ⑥ 秋田県に納付（納入）すべき県税に滞納がない者であること、及び社会保険に加入し、かつ社会保険料に滞納がない者（適用除外事業所を除く。）であること。
- ⑦ 電子入札運用基準第3に基づく利用者登録を行っていること。
- ⑧ 配置予定技術者（業務別発注概要書の入札参加者の資格に示す配置予定技術者をいう。）は、入札参加申込申請期限の日以前に3月以上の直接かつ恒常的な雇用関係にある者とする。
- ⑨ その他の入札参加資格要件は、発注概要書の記載のとおりであること。

(2) 業務別に定める要件

発注概要書に記載のとおりとする。

4 入札参加資格確認申請等

(1) 入札参加申請に必要な資料等の配布

電子入札システムの入札情報サービスによる。

(2) 入札参加資格申請書の提出

入札に参加しようとする者は、発注概要書に従い競争入札参加資格確認申請書、入札参加資格確認資料及び総合評価に係る技術資料（以下「入札参加資格確認申請書等」という。）を発注概要書に示す期限内に電子入札システムにより提出すること。なお、電子入札運用基準に基づき入札執行者が郵送または持参を認めた場合は、発注概要書に示す提出先及び期限内に1部提出すること。

(3) 総合評価に係る技術資料の提出

入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書等の提出の際に、発注概要書に示す総合評価に係る技術資料（以下「技術資料」という。）を併せて提出するものとする。

なお、技術資料は次により取り扱うものとする。

- ① 技術資料の作成に要する費用は入札者の負担とし、返却は行わないものとする。
- ② 技術資料の提出後における内容変更、差替え、再提出は認めないものとする。ただし、技術資料の確認根拠資料について、不備、不足により契約担当者が認めた場合は再提出することができる。

(4) 入札参加資格の確認

入札参加資格の確認は、全ての入札者について開札前に行うものとする。

(5) 入札参加の辞退

入札参加資格確認申請書等を提出した者は、当該申請書等を提出したあと落札者が決定されるまでの間において入札参加資格を失効したとき、または、入札参加を辞退するときは、開札前にあっては入札辞退届を、開札後にあってはその旨を記載した届出書を速やかに提出しなければならない。

(6) 設計図書等の閲覧

- ① 本業務に係る仕様書、図面、契約書案、金額を記載しない内訳書、入札心得及び入札参加にあたっての留意事項（以下「設計図書等」という。）の閲覧は、電子入札システムの入札情報サービスによる。
- ② 設計図書等については、建設工事設計図書等複写機関名簿に記載された複写機関において実費を負担した上で複写することができる。
- ③ 閲覧期間は発注概要書に示すとおりとする。

(7) 設計図書等に対する質問及び回答

設計図書等に対する質問・回答は、電子入札システムにより行うものとし、質問期限及び回答期限は発注概要書に示すとおりとする。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

請負代金額の10分の1以上（低入札価格調査を経て契約を締結する場合にあっては10分の3以上）の金額とする。（ただし、秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）第

178条各号のいずれかに該当する場合は免除することができる。) なお、納付方法等については、規則の規定による。

6 入札書等の提出等

(1) 提出方法

発注概要書に示す期限内に電子入札システムにより提出すること。なお、電子入札運用基準に基づき入札執行者が紙入札方式によることを認めた場合は、発注概要書に示す提出先及び開札予定時刻までに、持参して提出するとともに開札に立ち会わなければならない。

(2) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 見積内訳明細書の提出

見積内訳明細書を入札書の提出に合わせて提出すること。なお、提出方法については入札書の提出方法に準ずるものとし、見積内訳明細書の取扱いについては「入札時における見積内訳明細書の取扱要領」(平成27年3月2日建政-1900)によるものとする。

(4) その他

- ① 入札執行回数は、1回とする。
- ② 開札の結果、入札参加者が1者であった場合であっても、入札を執行するものとする。

7 技術資料の審査

(1) 技術資料の審査は、技術資料記載事項の確認、評価項目及び評価基準との照合、技術提案の妥当性について行い、ヒアリングを実施するものとする。

(2) 技術資料の審査については、入札参加資格の確認と併せて全ての入札者について開札前に行うものとする。

8 落札者の決定方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、技術資料の審査後の総合評価点が最も高い者を落札候補者とする。この場合において、総合評価点が最も高い者が2者以上であるときは、電子入札運用基準第16に定めるくじの方法により順位を決定し、最上位者を落札候補者とする。

(2) (1)の落札候補者について入札参加資格を有することが確認された場合であって次のいずれにも該当しないときは、当該落札候補者を落札者とする。

- ① 落札候補者の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき
- ② 落札候補者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるとき

(3) (2)によって落札者が決定しなかった場合は、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、総合評価点が当該落札候補者の次に高い者(該当する者が2者以上である場合は(1)後段の方法により最上位者を決定する。ただし、当該落札候補者がくじにより決定された者である場合は当該くじの次順位者とする。)を落札候補者とし、(2)の確認等を行うものとする。

- (4) 落札者が決定するまで、上記方法を順次繰り返すものとする。
- (5) 契約担当者は、(2)において入札参加資格を有しないことと決定したときは、資格なしと決定された理由を明らかにした資格確認結果通知書を当該落札候補者に通知するものとする。
- (6) (5)の通知を受けた者は、当該通知の日の翌日から起算して2日(秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第29号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「休日」という。)を含まない。)以内に、契約担当者に対して書面により資格なしと決定された理由についての説明を請求することができる。なお、(5)の通知を受けた者は、当該請求をしなかった場合にあっては、入札結果の公表が行われた日の翌日から起算して10日(休日を含まない。)以内に、契約担当者に対して苦情の申立を行うことができる。
- (7) 落札者となった者は、秋田県に納付(納入)すべき県税に滞納がないことを証する書面及び社会保険料に滞納がないことの確認を受けた書面を速やかに提出しなければならない。

9 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格がないことが確認された者が行った入札
- (2) 開札日から落札決定の日までの間において、3に掲げる要件を満たさないこととなったことが確認された者の行った入札
- (3) 同一の入札について2以上の入札を行った者の入札
- (4) 同一の入札について2人以上の入札者の代理人となった者の入札
- (5) 談合その他不正の行為によって行われたと認められる入札
- (6) 入札書の記載事項が脱落し、若しくは不明瞭で判読できない入札又は首標金額を訂正した入札
- (7) 委任状を持参しない代理人の行った入札
- (8) 記名押印を欠く入札(電子入札システムによる場合にあっては電子証明書を取得していない者の行った入札)
- (9) 紙入札方式により入札書を提出した者のうち開札に立ち会わなかった者の行った入札
- (10) 総合評価に係る技術資料を提出しなかった者の行った入札
- (11) 上記に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる入札

10 配置予定技術者について

- (1) 落札者は、入札参加資格確認申請書等並びに総合評価に係る技術資料に記載した配置予定技術者を当該業務に配置しなければならない。
- (2) 入札参加者は、他の業務の入札において落札したことにより入札参加資格確認申請書等に記載した配置予定技術者を本業務に配置することができなくなった場合は、その旨を速やかに契約担当者に報告しなければならない。
- (3) 本業務に技術者を配置することができなくなった入札参加者がすでに落札決定されているときは、当該落札者のした入札は無効とみなすものとする。

11 その他

- (1) 入札に関する説明会及び現場説明会は実施しない。
- (2) 入札参加資格に関するヒアリングは実施しない。ただし、必要と認めた場合には説明を求めることがある。

- (3) 履行期限は事情により変更することがある。
- (4) 入札参加者は、設計図書等を熟知し、入札心得及び入札にあたっての留意事項を遵守しなければならない。
- (5) 発注概要書により低入札価格調査制度を適用するものとし、制度の運用について、秋田県建設コンサルタント業務等に係る低入札価格調査試行要綱（平成20年9月29日付け建管－1632）及び秋田県建設コンサルタント業務等に係る低入札価格調査試行要領（同）によるものとし、入札参加者が低入札価格調査の対象となった場合は、調査の円滑な実施に協力しなければならない。
- この場合において、同要綱第3条中「最低の価格」とあるのは「最も高い総合評価点をもって入札した者の入札価格」と、第6条中「最低入札価格に次いで低い価格」とあるのは「最も高い総合評価点をもって入札した者に次いで高い総合評価点をもって入札した者の入札価格」と、第7条中「最低の価格」とあるのは「最も高い総合評価点」と読み替える。
- 低入札受注（低入札価格調査を経て契約を締結することをいう。）が繰り返された場合は、「指名の基準に関する運用基準について」に基づき、指名差し控えの措置を講じるものとする。
- (6) 落札決定通知日は事情により変更することがある。
- (7) 落札決定から契約締結までの間において、落札者が3に掲げる要件を満たさないこととなった場合は、契約担当者は、当該落札者と契約を締結しないことができる。
- (8) 落札決定に反映された技術提案について、発注者と落札者の責任分担及び技術提案内容を協議のうえ明らかにする。また、その履行を確保するため受注者は採用された技術提案の内容を反映した業務計画書を発注者に提出する。
- (9) 業務計画書に明記された技術提案書の内容が受注者の責により実施されなかった場合は、再度の履行が可能であると認められるものについては再度の履行の義務及びその内容を、再度の履行が困難又は合理的でないと認められるものについては契約金額の減額、損害賠償等を行うことができる。
- (10) 本公告に定めのない事項については、地方自治法、地方自治法施行令、規則、秋田県建設コンサルタント業務等条件付き一般競争入札試行要綱、委託業務総合評価落札方式試行要綱及び秋田県総合評価落札方式（委託業務）運用の手引きの定めるところによる。

業務別発注概要書

A 入札参加資格等

委託番号	〇〇-〇〇〇〇			
業務名	■■■■年度 〇〇〇〇 事業 〇〇〇〇 業務委託			
委託箇所	〇〇〇〇			
予定工期	■■■■年〇〇月〇〇日まで			
予定価格	〇〇〇〇 円 (消費税及び地方消費税を含む。)			
業務概要	〇〇〇〇			
低入札価格調査制度適用の有無	有			
最低制限価格制度適用の有無	無			
総合評価落札方式適用の有無	有			
入札参加形態	単体			
入 札 参 加 者 の 資 格	秋田県入札制度実施要綱・有資格者名簿	登載業種	土木関係建設コンサルタント業務	
		登載部門	〇〇部門	
	法 令 等 の 規 定 に よ る 登 録	登録規程等	建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)	
		登録部門	〇〇部門	
		営業所の所在地	秋田県内に主たる営業所又は営業所を有する	
		県外企業の入札参加	入札参加(できる・できない) 次の要件をすべて満たす営業所であること	
			<table border="1"> <tr> <td>要</td> <td>建設コンサルタント登録規程第4条第1項第2号に規定する営業所であること</td> </tr> <tr> <td>要・不要</td> <td>当該業務部門に係る技術者(技術士、RCCM又は認定技術者)が常勤する営業所であること【準県内】</td> </tr> </table>	要
要	建設コンサルタント登録規程第4条第1項第2号に規定する営業所であること			
要・不要	当該業務部門に係る技術者(技術士、RCCM又は認定技術者)が常勤する営業所であること【準県内】			
同 種 類 似 業 務 の 実 績	実績の有効期間	公告の日から過去〇〇年以内		
	業務の内容	〇〇〇、〇〇〇〇又はこれらに類する業務(元請けとして完了したものに限る)		
	共同企業体出資比率	〇〇%以上		
配 置 予 定 技 術 者 の 資 格 経 歴	管 理 技 術 者	資格要件	〇〇〇〇	
		実績要件	〇〇〇〇	
	照 査 技 術 者	資格要件	〇〇〇〇	
		実績要件	〇〇〇〇	
その他の事項	(1) 管理技術者と照査技術者を兼ねることはできない。 (2) 秋田県総合評価落札方式における管理補助技術者を配置する場合は、管理技術者(共同企業体の結成を要件とする場合、代表者の管理技術者)に求める資格及び実績要件を満たす者とする。こと。 (3) 管理補助技術者は担当技術者を兼ねること。 (秋田県建設コンサルタント業務等条件付き一般競争入札試行要綱に定める配置予定技			

	術者の資格・業務経歴等（様式第3号）の「配置予定の立場」の欄は、“担当（兼管理補助）”などと記載し、立場を明確にすること。
--	---

業務別発注概要書

B 入札関係書類提出方法等

入札参加資格確認申請書の提出等	提出期間 (サーバー停止時間は除く)		■■■■年〇〇月〇〇日(〇) 午前〇〇時から
			■■■■年〇〇月〇〇日(〇) 午後〇〇時まで
	提出書類等	ア 競争入札参加資格確認申請書(様式第1号) イ 同種又は類似業務の実績(様式第2号)及びその添付書類 ウ 配置予定技術者の資格・業務経歴等(様式第3号)及びその添付書類 エ 準県内の常勤技術者名簿(様式第3号の3)及びその添付書類 オ 総合評価に係る技術資料(詳細は「業務別発注概要書C 総合評価に関する事項」による。)	
	提出方法・提出先	秋田県電子入札システム	アの提出不要
		郵送または持参を認められた者	秋田県〇〇振興局総務企画部 総務経理課〇〇へ上記全て1部持参
設計図書等の閲覧期間 (サーバー停止時間は除く)		■■■■年〇〇月〇〇日(〇)	
		■■■■年〇〇月〇〇日(〇)	
設計図書等に対する質問期限		■■■■年〇〇月〇〇日(〇)	
設計図書等に対する回答期限		■■■■年〇〇月〇〇日(〇)	
入札書の提出期限 (サーバー停止時間は除く)		■■■■年〇〇月〇〇日(〇) 午前〇〇時から	
		■■■■年〇〇月〇〇日(〇) 午前〇〇時まで	
紙入札者の入札書の提出先		秋田県〇〇地域振興局総務企画部総務経理課〇〇	
開札予定時刻		■■■■年〇〇月〇〇日(〇) 午前〇〇時	
落札決定通知日(予定)		■■■■年〇〇月〇〇日(〇)	
問い合わせ先	入札に関する事項	機関	秋田県〇〇地域振興局総務企画部総務経理課〇〇
		所在	
		電話	
	設計図書等に関する事項	機関	秋田県〇〇地域振興局〇〇部〇〇課〇〇
		所在	
		電話	
その他の事項	(1) 技術提案内容についてのヒアリングを実施する。ヒアリングの日時は■■■■年〇〇月〇〇日を予定しており、後日、入札参加者に直接連絡します。		

業務別発注概要書

C 総合評価に関する事項

(委託番号:)

評価方式	技術提案型	
技術評価点の配点	企業実績等評価項目の配点(A_1)	25 点
	実績等評価項目の基準配点の合計(a_1)	26 点
	技術提案の配点(A_2)	25 点
	合計(X) ※ $A_1 + A_2$	50 点
技術評価点の 計算式	技術評価点 = 企業実績等評価分に係る獲得点数 $\times A_1 / a_1$ + 技術提案に係る獲得点数 (※ 小数点以下第5位を四捨五入4位止め)	
価格評価点の配点		25 点
価格評価点の 計算式	入札価格 $\geq$ 調査基準価格の場合 価格評価点 = 25点 $\times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$ 入札価格 $<$ 調査基準価格の場合 価格評価点 = 25点 $\times \{ (1 - \text{調査基準価格} / \text{予定価格})$ $+ 0.5 \times (\text{調査基準価格} - \text{入札価格}) / \text{予定価格} \}$ (※ 小数点以下第5位を四捨五入4位止め)	

総合評価に係る技術資料	総合評価落札方式【業務委託】「実績等評価項目」様式及び確認根拠資料 ※必須
	職業体験等受入実施証明書（別記様式1） ※必要に応じて提出
	賃金引き上げに係る実績確認について（別記様式2） ※必要に応じて提出
	技術提案書（技術提案型様式1） ※必須

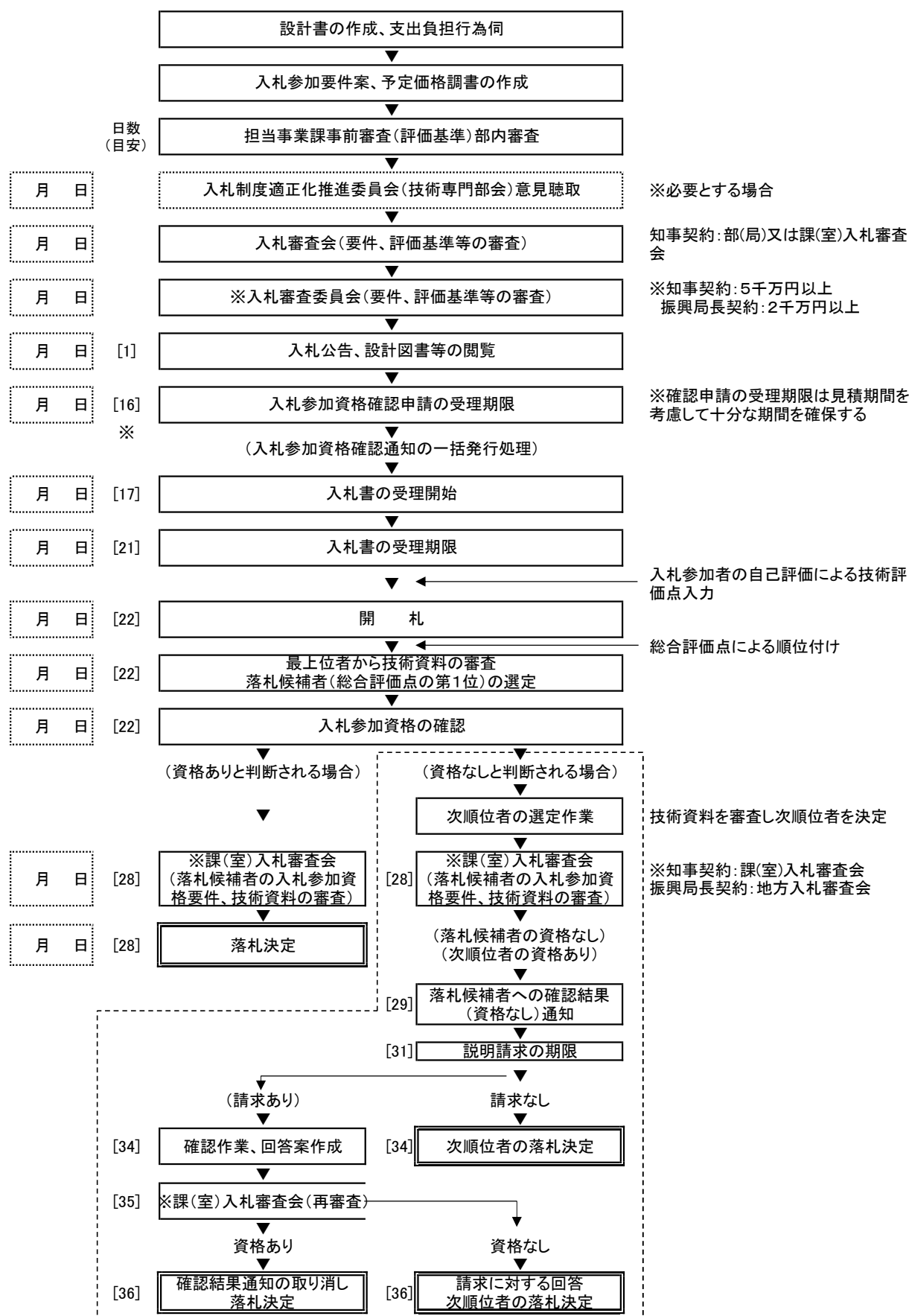
技術評価点の評価項目		基準配点、評価基準、提出様式等	
I-1	企業における 評価対象業務の優れた実績件数	基準配点	2 点
		評価基準	秋田県総合評価落札方式（委託業務）運用の手引きによる。
		評価対象業務	「〇〇〇〇」業務
		評価対象期間	■■〇〇年4月1日から■■〇〇年3月31日までに完了し、秋田県（発注部局は問わない）が通知した成績評定点85点以上の業務件数
I-2	企業における 業務委託成績評定点の平均点	基準配点	3 点
		評価基準	秋田県総合評価落札方式（委託業務）運用の手引きによる。
		評価対象業務区分	土木関係建設コンサルタント業務 （成績評定区分が「概略設計」「予備設計」「詳細設計」「単純調査等業務」であるもの全て）
		評価対象期間	■■〇〇年4月1日から■■〇〇年3月31日までに完了し、秋田県（発注部局は問わない）が通知した上記業務区分の全ての成績評定点の平均値
I-3	企業における 職業体験等の受け入れ実績	基準配点	1 点
		評価基準	秋田県総合評価落札方式（委託業務）運用の手引きによる。
I-4	企業における 若手技術者又は女性技術者の継続雇用	基準配点	1 点
		評価基準	秋田県総合評価落札方式（委託業務）運用の手引きによる。

技術評価点の評価項目		基準配点、評価基準、提出様式等	
I-5	企業における 秋田県との災害協定等に基づく 活動実績の件数	基準配点	2 点
		評価基準	秋田県総合評価落札方式（委託業務）運用の手引きによる。
I-6	ワークライフバランス企業認定等	基準配点	1 点
		評価基準	秋田県総合評価落札方式（委託業務）運用の手引きによる。
I-7	給与等受給者一人当たりの平均 受給額の増加率	基準配点	2 点
		評価基準	秋田県総合評価落札方式（委託業務）運用の手引きによる。
I-8	主たる営業所（本社・本店）、 支店・営業所の県内所在	基準配点	2 点
		評価基準	秋田県総合評価落札方式（委託業務）運用の手引きによる。
		評価基準	a. 主たる営業所が県内 2.0 点
			b. 支店・営業所が県内 0.0 点
I-9	「低入札受注による警告」、 「指名差し控え」、「指名停止」 の措置通知	基準配点	0 点（-2 点）
		評価基準	秋田県総合評価落札方式（委託業務）運用の手引きによる。
II-1	若手又は女性を 当該業務に配置	基準配点	1 点
		評価基準	秋田県総合評価落札方式（委託業務）運用の手引きによる。
II-2	配置予定管理技術者の 評価対象業務の最高点 （管理技術者又は管理補助技術 者として従事した実績に限る）	基準配点	3 点
		評価基準	秋田県総合評価落札方式（委託業務）運用の手引きによる。
		評価対象業務	「〇〇〇〇」業務
		評価対象期間	■●〇〇年 4 月 1 日から■●〇〇年 3 月 3 1 日までに 完了した上記業務実績で、秋田県（発注部局は問わない） が通知した成績評定点の最高点
II-3	配置予定管理技術者の 優れた業務実績の件数 （管理技術者又は管理補助技術 者として従事した実績に限る）	基準配点	3 点
		評価基準	秋田県総合評価落札方式（委託業務）運用の手引きによる。
		評価対象 業務区分	土木関係建設コンサルタント業務 （成績評定区分が「概略設計」「予備設計」「詳細設計」 「単純調査等業務」であるもの全て）
		評価対象期間	■●〇〇年 4 月 1 日から■●〇〇年 3 月 3 1 日までに 完了し、秋田県（発注部局は問わない）が通知した上 記業務区分で成績評定点 8 5 点以上の業務件数
II-4	配置予定管理技術者の 保有資格	基準配点	1 点
		評価基準	秋田県総合評価落札方式（委託業務）運用の手引きによる。
		評価対象 資格区分	技術士（総合技術監理部門／〇〇選択）を保有している
			技術士（〇〇部門／〇〇選択）を保有している

技術評価点の評価項目		基準配点、評価基準、提出様式等	
Ⅱ-5	配置予定管理技術者の 継続教育（CPD）の取得状況	基準配点	1 点
		評価基準	秋田県総合評価落札方式（委託業務）運用の手引きによる。
Ⅱ-6	配置予定管理技術者の 技術資料提出期限日における 手持ち業務数	基準配点	2 点
		評価基準	秋田県総合評価落札方式（委託業務）運用の手引きによる。
Ⅱ-7	配置予定管理技術者の 同一管内における業務実績（管 理技術者又は管理補助技術者と して従事した実績に限る）	基準配点	1 点
		評価基準	秋田県総合評価落札方式（委託業務）運用の手引きによる。
		評価対象管内	〇〇地域振興局管内
技術 提案	必須	配点	10 点（5点又は10点）
	評価内容	評価基準	業務理解度、実施手順、工程計画、業務に関する知識、有益な代替案、重要事項の指摘等を総合的に判断する。
	業務に対する実施方針		
技術 提案	※1	配点	10 点（評価項目に対する得点が10点の場合）
	評価内容 ※2	評価基準	a. 有効な提案が5案以上あるもの 10 点
			b. 有効な提案が4案あるもの 8 点
			c. 有効な提案が3案あるもの 6 点
			d. 有効な提案が2案あるもの 4 点
			e. 有効な提案が1案あるもの 2 点
			f. 上記以外のもの 0 点
		履行義務	有
技術 提案	※1	配点	5 点（評価項目に対する得点が5点の場合）
	評価内容 ※2	評価基準	a. 有効な提案が3案以上あるもの 5 点
			b. 有効な提案が2案あるもの 3 点
			c. 有効な提案が1案あるもの 1 点
			d. 上記以外のもの 0 点
		履行義務	有

(巻末図－1)

建設コンサルタント業務等の総合評価【企業実績評価型】・条件付き一般競争入札実施フロー



建設コンサルタント業務等の総合評価【技術提案型】・条件付き一般競争入札実施フロー

